

介護保険サービスおよび施設のご案内

サービス提供の開始にあたり、当事業者が説明すべき事項は次の通りです。

1、介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上でのお世話などの介護老人保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう援助し、在宅復帰を支援することを目的とした施設です。更に、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援も行います。又、ご家族の介護上の問題や、ご家族の介護疲労に対しても相談援助を提供します。尚、施設サービス利用にあたり、事前のお問い合わせや施設見学のご希望にも対応いたします。

当施設は法の基本理念に基づき、老人の特性をよく理解し、家族・地域社会との連携を高め、利用者の自己決定権を尊重し「その人らしく在る・その人らしく生きる」ために果たすべき役割について、相互の協力体制に努めると同時に、人間の尊厳を守っていくことを運営の基本方針に定めています。

2、施設の概要

施設名	介護老人保健施設あつたかケアみずき
所在地	高知市一宮中町2丁目9-4
管理者名	細川 恵美子（施設長）
電話番号	088-846-6800
FAX 番号	088-846-6801
入所定員	80床 2階：一般棟 50床 4人部屋：5室 2人部屋：14室 個室：2室 3階：認知専門棟 30床 4人部屋：4室 3人部屋：1室 2人部屋：4室 個室：3室
事業者指定番号	3950180061

3、職員の勤務体制（令和4年1月1日時点）

職種	体制	
	常勤	非常勤
管理者（施設長）	1名	
医師	1名	4名
薬剤師		1名
看護職員	8名以上	
介護職員	20名以上	
理学療法士・作業療法士	6名	
管理栄養士	1名	
支援相談員	3名	
事務職員	3名	

※ 土曜・休日は出勤体制が異なります

※ 夜勤は看護師1名、介護士3名の4名体制で勤務しております

4、サービス内容

当施設では、利用者及びご家族、保証人の希望を取り入れ、一人一人に合ったケアサービス計画を作成及び3ヶ月毎のモニタリングを実施し、常に利用者本位のサービスの提供と施設の療養環境の整備を行い、利用者の自立支援に向けてのサービスに努めます。計画の内容については同意をいただくようになります。

種類	内容
医学的管理・管理	医師・看護師が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を提供し、健康管理を行います。
介護	施設サービス計画に基づいて介護サービスを実施します
機能訓練 レクリエーション	理学療法士若しくは作業療法士が、利用者の心身の状況に応じてリハビリテーションを実施します。機能訓練室でも行いますが、施設内でのすべての生活が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです
食事	管理栄養士の立てる献立表により、利用者の身体の状況及び嗜好・栄養価を考慮した食事を提供します。食事はでき るだけ離床して食堂でとっていただくようにします。

	朝食 7時30分～ 昼食 11時30分～ おやつ 15時～ 夕食 18時～
入浴	週に2回の入浴を原則とします。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。一般浴槽使用が困難な方は特殊浴での入浴介助をいたします。
相談援助サービス	入退所の支援、入所中の生活相談などに応じます
行政手続き代行	必要に応じて代行いたします
その他	これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

5、サービス利用料金及び利用者負担

(1) 別紙2の料金表のとおりです

(2) 支払い方法(下記いずれかの方法でお支払いください)

- ① 窓口での現金払い
- ② 当施設指定の銀行口座へのお振込み

高知銀行 薊野支店
 普通 150675
 名義 (医) 防治会あつたかケアみずき

- ③ ご利用者様の指定口座より引き落とし

※ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行します

※ 引き落としは26日となっております。26日が土日祝日の場合は翌営業日が引き落とし日となります。

(3) 介護保険制度が改定された場合の料金改定については、本同意書をもってその内容に同意したことといたします。(料金改定の際は改定料金表を送付させていただきます。)

※保険料金の滞納などにより市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金の全額(10割)をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。尚、サービス提供証明書を後日、当該市町村の窓口へ提出しますと、利用料金と自己負担との差額の払い戻しを受けることができます。

6、他機関との連携

当施設では、下記の医療機関及び歯科医療機関と協契約を結んでおり、利用者の状態の変化に速やかに対応できる体制をとっています。また、当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要となった場合は、協力医療機関及び他の医療機関への紹介を行います。（入所時に、かかりつけ医及び緊急時の医療機関対応についてご確認をいただきます）

協力医療機関	所在地及び電話番号
いずみの病院	〒781-0011 高知市薊野北町2丁目10-53 電話番号 088-826-5511
五島歯科	〒781-8134 高知県高知市一宮中町1丁目14-40 電話番号 088-846-1180

7、要望・苦情の相談

当施設には支援相談員・介護支援専門員（ケアマネージャー）が常勤しておりますので、いつでもお気軽にご相談ください。また、要望や苦情なども支援相談員及び担当者（苦情担当責任者：施設長）にお寄せいただければ速やかに対応いたします。尚、公的機関においても苦情申し立てができます。

高知県国民健康保険団体連合会	電話番号 088-820-8410
高知市介護保険相談窓口	電話番号 088-823-9931
市町村介護保険窓口	

8、利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況	あり
第三者評価の実施状況	なし

9、事故発生時の対応

入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・入所者家族などにご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- ② 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については記録に残しません。
- ③ 利用者に対する施設提供サービスにあたって当施設の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

10、非常災害対策

災害時には、緊急避難や救命措置をできる限り行いますが、すべての利用者に対応できない可能性があります。

非常時の対応	別途定める「防災マニュアル」にのっとりします
平常時の防災訓練	年2回以上の火災訓練及び地震避難訓練
防災設備	火災報知器・消火器・消火栓・スプリンクラー

11、禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

12、緊急時の連絡先

入所中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は緊急時の連絡先に指定された方へ連絡します。指定以外の方への連絡は、指定された方が連絡する事とし、事業所は複数への緊急時の連絡はしないものとします。

13、利用の際の留意事項

面会	・～20時まで
外出・外泊	・事前にご連絡ください。門限は20時となっております。
禁煙	・敷地内禁煙となっております
洗濯物	・一定の料金でお引き受けしております。(外部委託) ・お持ち帰りの場合は、玄関先ラックでの受け渡しとなっております。
持ち物	・持ち物については、紛失を防ぐためすべての物へ名前の記入をお願いいたします。 ・衣類の名前などは薄くなってくる場合がありますので、名前が把握できるようお願いします。
現金の管理	・高価、高額な金品の持ち込みはご遠慮ください。 ・現金の持ち込みもご遠慮ください。但し、特別な場合は施設内でお預かりいたします。
医療機関への受診	・入所期間中に他の医療機関を受診する場合は、法令で定められた制限があるので、必ず事前に相談員へご相談ください。
災害時の対応	震災などの災害が発生し、電話連絡が困難となった際は、施設及び利用者などの被害に関しては、以下の方法で情報を発信いたします ・NTT 提供による「災害用伝言サービス」(☎171) が開設された際は、伝言サービスに被害状況を定期的にお知らせします
その他	・ご不明な点は遠慮なくお問い合わせください ・職員へのお心づけは一切お断りいたします

14、施設における見守り対策について

当施設では、ケアにおける見守り対策として、(1) 見守り機器とそれに連携するカメラ、(2) その他の離床センサーを導入しております。

(1) 見守り機器

①aams (アアムス)

- ・ ベッドマットレスの下へ設置するセンサーマットタイプのもの
- ・ 心拍・呼吸数、体動の情報を検知します
- ・ 急な体調の変化に気づきやすくなります

②離床センサー

- ・ ベッドのマットレス下へ設置するセンサーマットタイプの離床センサーです
- ・ ベッドからの離床を検知します

③上記システムと連携するカメラ

ご利用者様の居室の映像と音声を撮影・記録します。スタッフが離れた場所から状況を確認したり、後から状況を確認することが可能です。

【カメラの使用方法】

- ◆設置場所：ご利用者様の居室（必要に応じて）
- ◆確認方法：スタッフがパソコンやスマートフォンで確認
- ◆内 容：お部屋の状況の確認。映像や音声は録音され、事故発生時等に後から状況を把握することが可能となる。
- ◆データの管理：映像と音声は約2週間保管され、順次上書きされる

(2) その他の離床センサー

※ 尚、(1) または (2) のセンサーが必要と思われるご利用者様には個別に説明をさせていただきます。

老人保健施設あつたかケアみずきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について利用目的を以下の通りに定めます。

[利用者への介護サービスの提供に必要な目的]

「介護老人保健施設内部での利用目的」

- ・ 当施設が利用者などに提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理営業業務のうち
 - 入退所などの管理、会計・経理、事故などの報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

「ほかの事業者などへの情報提供を伴う利用目的」

- ・ 当施設が利用者などに提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所〔地域包括支援センター（介護予防支援事業所）〕等との連携（サービス担当者会議など）、紹介への回答
 - 利用者の診療などに当たり、外部の医師などの意見・助言を求める場合
 - 抗体検査業務の委託その他の業務委託、家族などへの心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの紹介への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社などへの相談又は届出等

[上記以外の利用目的]

「当施設の内部での利用に係る利用目的」

- ・ 当施設の管理運營業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力、当施設において行われる事例研究

「他の事業者などへの情報提供に係る利用目的」

- ・ 当施設の管理運營業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

個人情報の使用について同意します

同意しません

<介護老人保健施設の機能・役割について>

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上を目指し総合的に援助します。また、家族や地域の人々・機関と協力し、安心して自立した在宅生活を目標とした施設となります。そのため食事・入浴・排泄などの日常生活のサポートや、療養上のケアを受け、リハビリなどの機能訓練を通して家庭での生活に戻れるように早期の在宅復帰に努めます。

老健の機能役割について理解しました 同意しません

<医学的管理・服薬管理について>

- ・入所者に必要な日常的な医療は、介護老人保健施設の医師やスタッフが担当する事となっています。利用者の状態に応じて処方内容を調整することがありますのでご了承ください。
- ・病状が重篤となり、救命救急医療が必要となった場合、肺炎や尿路感染などの治療管理として投薬・検査・処置などを行った場合は通常のサービス費以外に所定単位数を請求いたします。
- ・病状が施設では対応できない場合は、他科受診をいたします。診療行為に係る費用は、原則的に施設側が負担する事となっていますが、初診料・再診料・画像診断などに関しては、一般受診と同様に利用者負担となります。

医学的管理・服薬管理について理解しました 同意しません

<高齢者の特徴に関して>

(ご理解いただきましたらにチェックをお願いします。)

- 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落などが起こりうる可能性があります。
(例：歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落などによる骨折・外傷・頭蓋内損傷など)
- また、高齢者の多くは骨密度が低下し骨がもろくなっているため、転倒していなくても、移乗動作や体位変換などの介助で骨折をきたすことがあります。

- 認知症は記憶・判断機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害（周辺症状）が出現することがあります。特に徘徊やせん妄、昼夜逆転、攻撃的な行為などの行動障害を起こすと、転倒や転落などの事故の可能性も高くなります。

- 高齢者の皮膚や血管は薄く弱い状態となっているため、少しの摩擦でも皮膚剥離ができやすく、軽い打撲や圧迫でも皮下出血ができやすい状態にあります。
また、免疫力も低下しているために、健康な人では通常感染しないような皮膚疾患（疥癬、真菌など）にもかかりやすく悪化しやすい可能性があります。

- 加齢や認知症の進行に伴い、水分や食事を飲み込む力（嚥下力）が低下します。そのため、誤嚥・窒息を起こす危険性が高い状態にあります。同様に、気管支や肺などの呼吸器官の機能低下、心臓機能や排尿機能の低下も進むため、肺炎、心不全、尿路感染などを繰り返し起こしやすくなります。
脳や心臓の疾患のリスクも高く、急変・急死される場合もあります。

- 全身状態が急な悪化をきたした場合、それまでの経過から予期せぬ急変の場合には施設医師（もしくは看護師）の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。しかし、それまでの経過から、ご本人の病状の進行や老衰による終末期の状態と判断される場合は、病院への搬送は行わず、当施設でできる範囲の医療措置で経過を看させていただく場合もあります。回復の見込みがなく、ご本人に苦痛を与えてしまうだけになると判断した場合には、延命的処置や心肺蘇生の処置は行わない方針です。

- 当施設ご利用（入所）中は、必要に応じて当施設の医師が検査・投薬・処置などを行います。
入所時に薬をご持参された場合、本人の状態に応じて処方内容を調整することがありますのでご了承ください。

- 健康補助食品や市販薬を併用している方の場合、薬の効果が変化したり副作用の恐れがあるため、用法・用量の調整や服薬の制限をさせていただくことがありますのでご了承ください。

<広報に係る写真等の利用目的について>

法人活動の取り組み、日々の生活の様子などを、ホームページ、SNS 及び広報誌などを活用した情報発信（個人名、住所などの情報が漏洩しないように配慮いたします）する事について

広報の利用目的に同意します 同意しません

上記「入所説明書」については、各項目にチェックをすることで、その内容に同意したことといたします。